

最近の閣議決定における記載について

○世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）

第 2 部 官民データ活用推進基本計画

Ⅱ 施策集

Ⅱ－1－(10) 国の施策と地方の施策の整合性の確保等【基本法 19 条関係】

・地域におけるデータ利活用の環境整備

- 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、平成 29 年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る。
- これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現する。

○未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

Ⅱ. Society5.0 の横割課題

A. 価値の源泉の創出

1. データ利活用基盤の構築・制度整備

iv) 地域におけるデータ利活用

- ・（中略）また、地方公共団体が保有するパーソナルデータが適正かつ効果的に活用され、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな住民生活が実現するよう、地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成の委託を行える仕組み等の検討を行い、本年度中に結論を得る。

○規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項

5. 投資等分野

(2) 個別実施事項

② 官民データ活用

5 地方自治体等の保有するデータの活用

(規制改革の内容)

- a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、統合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。
- b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。
- c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。
- d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報（匿名加工情報）の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。

(実施時期)

- a : 意見交換の実施は平成 29 年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成 29 年度結論
- b : 立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成 29 年度結論
- c, d : 平成 29 年上期措置